

太田市文化施設の利用における

「新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」改定版

令和2年 6月 1日制定

令和2年 9月 25日改定

令和3年 2月 2日改定

令和4年 11月 1日改定

○基本方針

- ・リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期するよう主催者に求める。
- ・別紙「文化施設のご利用にあたって」への誓約署名していただく。

○主催者へ依頼すること

■周知

- ・来館者への周知として、開催通知・チラシ・HP等で「事前の検温」を要請する。
- ・平熱より体温が高い（平熱より1度高い）場合や体調不良の場合には、来場を控えるよう周知する。
- ・施設内ではマスクの着用を基本とする。
ただし、配慮が求められる来場者、障がい者等については事前に対応策を検討する。
- ・当日会場内でも、対策徹底のアナウンスを行う。

■消毒・消毒液関係

- ・来場者全員に手指消毒をしてからの入場を徹底させる。
- ・会場の必要箇所に手指消毒液を設置する。

■入場制限・入場時の対応及び休憩時の対応

- ・入場者数は、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を参考に制限等を行う。
- ・会館入り口などで来館者全員（スタッフ含む）の体温（表面温度）を非接触型温度計などで測定する。
- ・チラシ、パンフレット、アンケート等は、据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員は適宜手指消毒を行う。
- ・入場待機列の設置、及び休憩時のトイレ渋滞の緩和を行う。
※一定の間隔を空けた整列を促す。

- ・なるべく開場時間と開演時間の間を長く設定することで、密集を避ける努力をする。
- ・会場内での食事は、極力控える。食事をする場合は、黙食するよう周知する。
ただし、飲み物は可とする。
※ホール客席内での、飲食は禁止する。

■換気関係

- ・公演前後及び公演休憩中は、会場内の換気（扉の開け放し）を行う。

■観客・客席などの感染予防

- ・感染リスクが高まるような演出（声援を求める、大声を出す等）は控える。

■公演関係者の感染防止

- ・別紙【舞台公演スタッフの方へのお願い】を周知・徹底すること。

■物販

- ・販売員はマスクを着用し、手指消毒を徹底する。

■感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ・速やかに別室（救護室）へ隔離を行う。
- ・速やかに医療機関及び保健所へ連絡し指示を仰ぐ。

■記載の無い対応、基準については、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」及び公益社団法人全国公立文化施設協会の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に会館で判断する。

使用後の清掃について

◎ホール以外の部屋（会議室・多目的室・リハーサル室・スタジオなど）

- 使用した机・椅子などの消毒・拭き掃除を実施する。

※掃除道具は会館にて貸出する。

◎ホール・イベント使用時のスタジオなど

- 机・椅子などを使用した場合は消毒・拭き掃除を実施する。
- バックヤード（楽屋・楽屋ラウンジ）を使用した場合は消毒・清掃を実施する。

※ホール内の客席は会場スタッフにて後ほど清掃する。

- 車椅子などの貸出しされた物についても十分な消毒・清掃を行い返却する。